

統計分類専門会議の設置について

平成22年12月3日
総務省政策統括官（統計基準担当）決定

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）に掲げられた統計基準の設定（標準統計分類関係）に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うため、下記により、統計分類専門会議（以下「専門会議」という。）を設置する。

記

- 1 専門会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、専門会議において、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
なお、専門会議の構成員たる学識経験者は、総務省政策統括官（統計基準担当）が委嘱する。
- 2 専門会議において、必要と認めるときは、構成員以外の学識経験者等から意見を聴くことができる。
- 3 専門会議には、必要に応じ、標準統計分類ごとに検討チーム及びその下部組織として作業グループを設けることができる。
検討チーム及び作業グループは、専門会議を構成する関係府省の担当課長補佐、学識経験者等をもって構成する。
- 4 専門会議に分類幹事会を置く。
分類幹事会は、専門会議を構成する関係府省の担当課長補佐をもって構成する。
- 5 専門会議等の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官が行う。
ただし、作業グループの庶務については、総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官から各作業グループを構成する関係府省に協力を求めることができる。

(別 紙)

統計分類専門会議構成員

- 関係府省
 - 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長
 - 金融庁総務企画局企画課調査室長
 - 総務省統計局統計調査部調査企画課首席分類銘柄情報官
 - 総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官
 - 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
 - 財務省大臣官房総合政策課企画室長
 - 文部科学省生涯学習政策局調査企画課長
 - 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室長
 - 農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官
 - 経済産業省経済産業政策局調査統計部統計企画室長
 - 国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課長
 - 環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長
- 学識経験者
 - 別途、総務省政策統括官（統計基準担当）が委嘱する者とする。

<オブザーバー>

日本銀行調査統計局経済統計課統計整備グループ長